

枚方市感染症予防計画の策定について

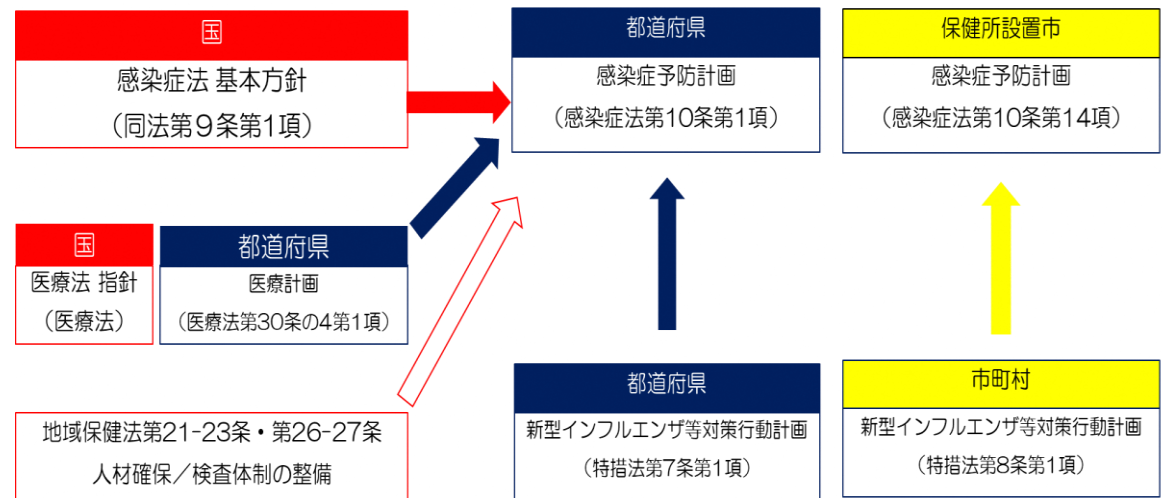
1. 政策等の背景・目的及び効果

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症法等が一部改正され、国が策定する「感染症予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び都道府県が策定する「感染症予防のための施策の実施に関する計画」の記載事項を充実させるほか、保健所設置自治体においても「感染症予防計画」を定め、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。

今後の健康危機に備えるためには、新興・再興感染症への対応はもちろん、災害等が複合的に発生した場合にも対応できる管理体制の構築が求められており、国・都道府県・保健所設置自治体・保健所がそれぞれの役割を明確にするとともに、平時から計画的な保健所体制を整備する必要があります。

以上を踏まえ、本市においても、感染症発生の予防及びまん延防止のための対応強化に向けて、「枚方市感染症予防計画」を策定するものです。

【国・府等計画との感染症予防計画の関連性】



※医療法における医療計画、地域保健法、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性が必要

2. 内容【計画策定に関する役割分担は次ページ（国が示すイメージ図）のとおり】

（1）計画の趣旨

①「感染症予防計画」は、感染症発生の予防及びまん延防止のための対応強化に向けて策定するもので、国の感染症法第 10 条第 14 項に基づき、「感染症発生予防・まん延防止施策」や「感染症患者移送体制の確保」、「医療提供体制確保等の目標設定」、「外出自粛対象者の療養生活の環境整備」、「感染症予防に関する人材育成・資質向上」、「保健所の体制確保」や「応援職員の調整」等について定める計画とします。

②本計画は、国が策定する「感染症予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び大阪府が策定する「感染症予防のための施策の実施に関する計画」に即した内容とし、「新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を図り策定します。

（2）計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度（6 年間）

※国の指針により 6 年間と定められています。

（3）その他

保健所においては、平時からの保健所体制の整備のため、「感染症の予防に関する人材育成・資質向上」や「保健所の体制確保」に関して、実情に即した実務マニュアルの位置付けとなる「健康危機対処計画」を作成し、本計画の実行性を高めます。

感染症法等の改正を踏まえた保健所の強化

保健所に求められる主な役割・強化

- ◆ 新型コロナ対応での課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応はもちろんのこと、災害等他分野も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築が必要。このためには、国、都道府県、保健所設置自治体、保健所の役割を明確にし、体制構築に向け、**平時のうちから計画的に保健所体制を整備**しておくことが必要。

保健所設置自治体

※ 保健所設置主体としての都道府県、指定都市、指定都市以外の保健所設置市・特別区



管内の体制整備等の調整
管内の人材育成等の支援

【健康危機管理体制の強化】

・保健所への職員の配置、IHEAT等外部からの応援の仕組みや受援体制、迅速な有事体制への移行等平時から準備。

【都道府県連携協議会への参画・予防計画の策定】

・都道府県が設置する**連携協議会**へ参加し、管内の保健所や一般市町村、医療機関、職能団体等と平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整。

・都道府県の予防計画や保健所の健康危機対処計画との整合性を踏まえ、保健所体制等について**予防計画**を策定。

・県や市町村からの応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保と調整等人員体制の整備等計画に記載。

【マネジメント体制の強化】

・本庁に統括保健師を配置。

【人材育成】

・職員（IHEAT等応援職員を含む）等の**研修・実践型訓練の実施**。

保健所



保健所体制の強化
保健所の人材育成

【健康危機管理体制の強化】

・**予防計画**等との整合性を確保しながら平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、**地域保健基本指針**に基づき作成されている手引書の改定等により、**「健康危機対処計画」**を策定。

【マネジメント体制の強化】

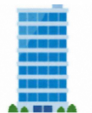
・統括保健師等の総合的な**マネジメント**を担う保健師を各保健所に配置。

【人材育成】

・職員（IHEAT等応援職員を含む）等の**実践型訓練等の実施**。

県内の主導・支援

都道府県



県内の体制整備等の主導
県内の人材育成等の支援

【都道府県連携協議会の設置・予防計画の策定】

・保健所設置自治体、保健所、一般市町村、医療機関、消防その他関係機関と連携し、平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整。議論を踏まえ、保健所体制等について**予防計画**を策定。

・都道府県内外の応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保と調整等人員体制の整備等計画に記載。

【人材育成】

・県内の人材育成の支援（国の研修への派遣調整等）。

【マネジメント体制の強化】

・本庁に統括保健師を配置し、圏内の組織横断的な**マネジメント体制**の充実を図る。

3. 調査審議体制

「枚方市保健所運営協議会（地域保健法第11条に基づき設置）」に諮問します。

「枚方市保健所運営協議会」は、新たに「感染症対策部会」を設置し、調査審議にあたります。

感染症対策部会(新)	
設置目的 (担当事務)	枚方市感染症予防計画について調査審議
任期	答申の日まで
委員 構 成	所属
	枚方市医師会
	枚方市歯科医師会
	枚方市薬剤師会
	北大阪商工会議所
	枚方寝屋川消防組合
	関西医科大学
	病院協会
訪問看護ステーション連絡会	

4. 実施時期等（予定）

- 令和5年9月 市民福祉委員協議会へ計画策定の説明
- 10月 保健所運営協議会へ諮問（以降協議会及び部会を2回程度開催）
- 11月 市民福祉委員協議会へ計画素案（見込みの数値目標）の説明
- 12月 市議会へ計画素案（数値目標確定）の報告、市民意見聴取の実施
- 令和6年1月 保健所運営協議会より答申
- 2月 市民福祉委員協議会へ計画（案）の報告
- 3月 枚方市感染症予防計画の策定

5. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 2. 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標 7. 公衆衛生や健康危機管理が充実したまち



6. 関係法令・条例等

関係法令 感染症法第10条第14項

国等の関連計画 大阪府「感染症予防計画」

国「感染症予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」

7. 事業費・財源及びコスト

《事業費》

令和5年度 627千円

(支出内訳) 保健所運営協議会に係る委員報酬 627千円

・協議会及び部会 (9,500円×22人×3回)

※委員報酬627千円のうち209千円は当初予算で計上済みのため、418千円を9月補正予算で計上予定です。

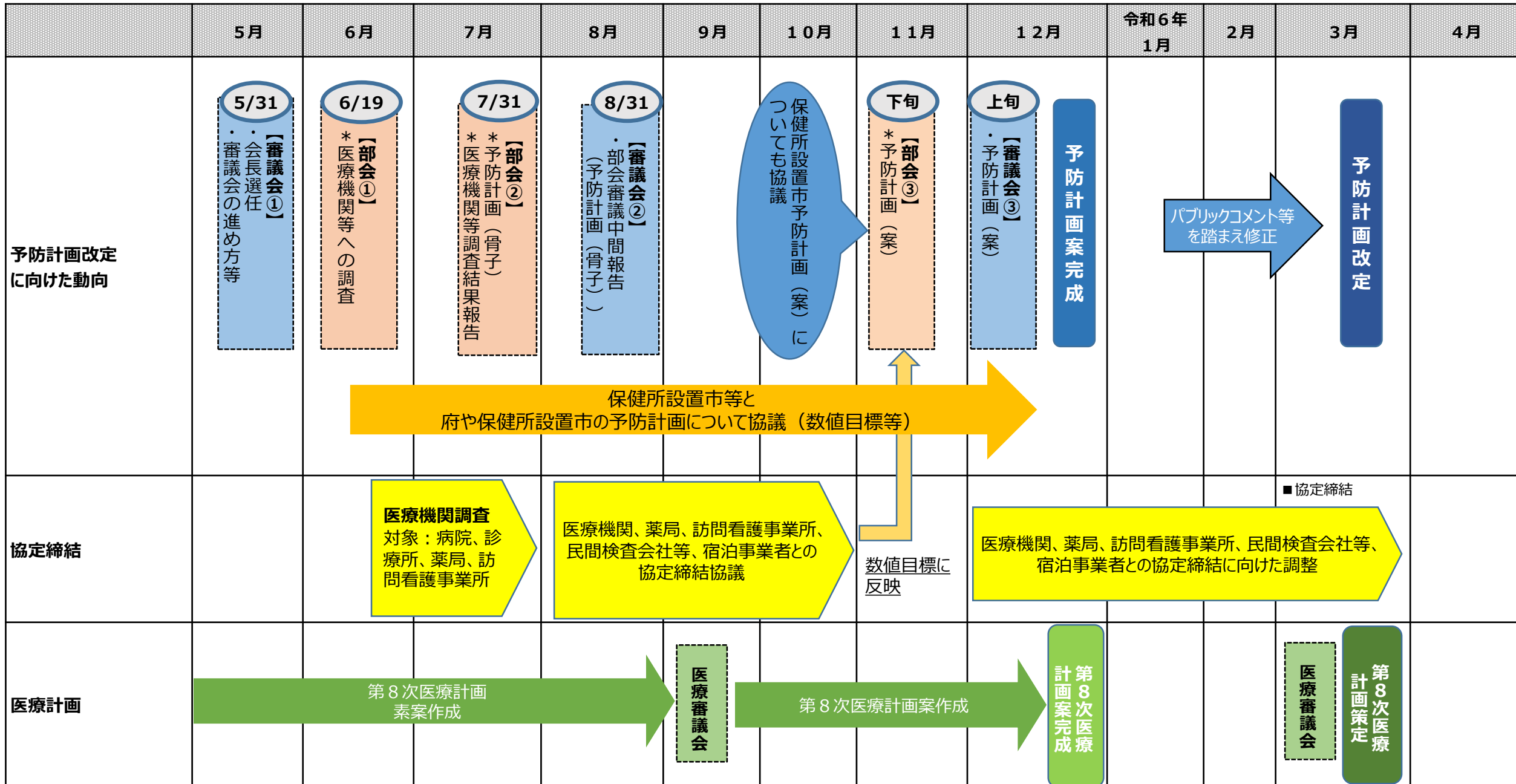
《財 源》 一般会計

8. その他

参考資料 1 大阪府感染症予防計画策定スケジュール

参考資料 2 大阪府感染症予防計画骨子概要

感染症予防計画改定に向けたスケジュール



※ 適宜、市町村長会等により、市町村に説明 ※ 上記の他、特定感染症予防指針や政府新型インフルエンザ等対策行動計画の改定が想定 ※ 部会の開催回数等は、変更の可能性あり

見直しのポイント

■ **新型コロナに関する取組みを踏まえ、改正感染症法により、次の感染症の危機に備えるため、予防計画について以下の点を見直し**

- ① **保健・医療提供体制に関する記載事項の充実**
- ② **医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、物資の確保、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備について数値目標を設定（医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、物資の確保については、協定締結により実行性を担保）**

改定のポイント

平時からの新興感染症への着実な備え

有事における機動的な対応

新興感染症の発生・まん延に備えた、平時からの保健・医療療養体制の計画的な準備

（第8次医療計画においても、「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加。併せて、各疾病・事業にも新興感染症の発生・まん延対策を位置づけ）

平時からの計画的準備の迅速な実行による、感染症危機の管理と克服

＜協定締結等による実効性を担保した保健・医療療養体制の構築＞

- ① **府による民間検査会社等との検査措置協定の締結**
- ② **府による医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）との医療措置協定の締結**

＜医療措置（病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣）協定＞
 ✓医療機関間での機能・役割分担と、対応フェーズ（流行初期と流行初期期間経過後）に応じた協定締結
 ✓流行初期に病床確保と発熱外来に対応する医療機関への減収補填による体制整備（感染症法の規定）
 ✓公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院には、その機能を踏まえ、感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供の義務づけ（感染症法上の規定）
 ✓協定締結医療機関（薬局を除く）での个人防护具の備蓄（府においても備蓄）

《数値目標の設定》
 新型コロナ対応で確保した最大値の体制をめざす

- ③ **府による宿泊施設事業者との宿泊施設確保措置協定の締結**
 ✓府による地域バランス（可能な限り）を踏まえた宿泊施設の確保
- ④ **府等による消防機関や民間移送機関等と連携した移送・搬送体制の整備**＜独自＞
 ✓民間移送機関等への業務委託や消防機関等との協定締結等

＜感染症に関わる人材の養成・資質向上＞

✓行政機関や医療機関等における職員・医療従事者等の研修への参加促進等

＜医療機関、高齢者施設等の感染症への対応力向上＞＜独自＞

✓医療機関や施設等における、地域でのネットワークを活用した研修・訓練等の実施
 ✓高齢者施設等における連携医療機関等との連携体制の強化と、府による取組支援

＜保健所の体制確保＞

✓保健所の設備等の整備や業務の外部委託、ICT活用等による効率化
 ✓応援・派遣体制の整備

＜緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止等＞＜独自＞

✓府による新興感染症の発生及びまん延を想定した訓練の実施や、関係機関等との連携体制の整備

＜数値目標の設定＞
 感染症指定医療機関（協定指定医療機関を含む）や行政（保健所を含む）職員は年1回以上実施

＜数値目標の設定＞
 流行開始から1か月において想定される業務量に対応する人員確保数

保健・医療療養体制に係る数値目標を盛り込んだ感染症予防計画に基づく取組状況を進捗管理により、PDCAサイクルに基づく改善を図りながら、平時から新興感染症発生等への備えを実行

＜感染症の特性やフェーズに応じた協定に基づく確実な医療等の提供＞

＜新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の推進＞

- ① **府への患者情報等公表及び入院調整の一元化の検討**＜独自＞
- ② **患者受入病床不足時等における臨時の医療施設の設置の検討**＜独自＞
- ③ **救急医療を含めた医療機関との連携体制の構築**＜独自＞
 （疑い患者のトリアージ病院の設定等）
- ④ **発生早期において、府が備蓄している个人防护具の医療機関への供給による医療提供体制等の確保**
- ⑤ **診療型宿泊療養施設や要支援・要介護高齢者対応施設設置の検討**＜独自＞
- ⑥ **健康観察や生活支援等による自宅療養者等の療養環境の整備**
- ⑦ **自宅・宿泊療養者からの相談体制の府への一元化**＜独自＞

＜急速な感染拡大にも対応可能な保健所体制の構築＞＜一部独自＞

✓府による府管保健所への応援職員の派遣等
 ✓府による入院調整等の業務一元化による業務の重点化・効率化＜独自＞

＜高齢者施設等への支援等の体制整備＞＜一部独自＞

✓府による、高齢者施設等の感染・療養状況に係る情報の集約や感染予防対策の周知、必要に応じ、支援体制の整備＜独自＞
 ✓保健所による感染制御等への支援

＜感染症危機に迅速・的確に対応するための組織体制の整備＞＜独自＞

✓府対策本部会議の設置・運営による総合的対策の推進

新興感染症発生初期から、有効に機能する保健・医療療養体制の早急な整備と感染症の特性やフェーズに応じて機動的に対応できる体制を整備

※数値目標については、医療機関や民間検査会社、宿泊事業者等に協定締結にかかる意向調査を実施中

新型コロナ対応等を踏まえ、感染症予防計画に基づいた取組みにより、感染症危機発生時に、行政、医療機関、民間事業者、高齢者施設等が、感染症の特性も踏まえた必要な対策を迅速かつ効果的に行うことで、府民にとって安心・安全な医療・療養体制を構築していく

＜専門家等による助言等を踏まえた対策の強化＞

＜専門家等による助言等を踏まえた対策の推進＞

大阪府感染症予防計画（素案）概要～新型コロナ対応を踏まえた新興感染症への主な対応～

府等：府及び保健所設置市（保健所が含まれる場合もあります）

		平時	新興感染症の発生及びまん延時
発生予防・まん延防止		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染症発生動向調査 <ul style="list-style-type: none"> ・府等による調査の実施と感染症に関する情報の収集・分析・公表体制の整備 ➢ 専門家等からの助言等を踏まえた対策の推進【新 独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・府感染症対策部会（都道府県連携協議会）等を活用した府における対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 患者情報等公表の府への一元化【新 独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所設置市との協議を通じ、府に患者情報等公表を一元化 ➢ 専門家等からの助言等を踏まえた対策の強化【新 独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・専門家等からの助言等を活用した府における対策の強化
病原体の情報収集等		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 病原体に関する情報の収集、調査、研究【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所による情報収集、疫学的な調査、分析及び研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・地衛研による病原体等の調査、研究、試験検査、情報の収集、分析及び公表 ・感染症指定医療機関による新興感染症に係る知見の収集と分析
検査の実施体制等		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間検査会社等との検査措置協定の締結【新】 <数値目標> <ul style="list-style-type: none"> ・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備 ➢ 地衛研による検査体制の整備と検査機能の向上【新】 <数値目標> <ul style="list-style-type: none"> ・府等による、地衛研での人員確保等の体制整備の実施・支援 ・地衛研における研修・訓練や検査機器等の設備整備、検査試薬等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地衛研による検査の実施（発生早期における対応）【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・地衛研による検査の実施（地衛研は、民間検査会社等参入に伴い、ゲノム解析への役割の移行を想定） ➢ 協定に基づいた検査の実施【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・府知事要請による医療機関、民間検査会社での検査の実施
入院		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染症指定医療機関による対応 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症病床での入院対応（計6機関78床） ➢ 医療機関との病床確保及び後方支援に係る医療措置協定の締結【新】 <数値目標> <ul style="list-style-type: none"> ・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備（病床確保については第一種協定指定医療機関として指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 協定に基づいた病床確保と後方支援体制の整備【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・府知事要請による病床の確保や後方支援の実施 ➢ 入院調整の府への一元化の検討【新 独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の特性に応じ、入院調整の府への一元化を早期に検討
発熱外来		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療機関との発熱外来に係る医療措置協定の締結【新】 <数値目標> <ul style="list-style-type: none"> ・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備（第二種協定指定医療機関として指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 協定に基づいた発熱外来の整備【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・府知事要請による発熱外来の実施
医療提供体制	自宅・宿泊療養者や高齢者施設への医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療機関との医療提供に係る協定締結【新】 <数値目標> <ul style="list-style-type: none"> ・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備（第二種協定指定医療機関として指定） ➢ 宿泊事業者との宿泊施設確保措置協定の締結【新】 <数値目標> <ul style="list-style-type: none"> ・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備 ➢ 消防機関、民間移送機関等との移送・搬送体制の整備【新 独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・府等における平時からの協定締結等の検討や連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 協定に基づいた医療の提供体制の整備等【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づいた医療提供、委託等による健康観察の実施 ・府等による市町村等と連携した生活支援の実施 ➢ 協定に基づいた宿泊施設の開設・運営等【新 一部独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・府による協定に基づいた宿泊施設の開設・運営 ・診療型宿泊療養施設や要支援・要介護高齢者対応施設の検討（独自）
医療人材派遣		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療機関との医療人材派遣に係る医療措置協定の締結【新】 <数値目標> <ul style="list-style-type: none"> ・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 協定に基づいた医療人材の派遣【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・府知事要請による医療人材の派遣
個人防護具の備蓄		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人防護具の備蓄【新】 <数値目標> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における協定に基づく個人防護具の備蓄、府における個人防護具の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人防護具の供給【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・府による個人防護具の調達や医療機関への供給
移送		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 移送体制の整備【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・府等による移送のための車両の確保、民間移送機関等への業務委託、訓練 ・府等による消防機関との移送に係る協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係機関と連携した移送体制整備に向けた取組みの強化【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・府等による消防機関等と連携した、急変時等の移送の実施
人材の養成・資質向上		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染症に関する人材の養成・資質の向上【新】 <数値目標> <ul style="list-style-type: none"> ・府等や地衛研による、感染症に係る各種研修への職員の参加促進、府等による講習会等の開催 ・医療機関や医療関係団体による医療従事者に対する研修・訓練（国等が行う講習会等への参加促進を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策向上加算病院との連携強化による地域の医療機関等への研修の支援
保健所の体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健所における人員体制や設備等の整備【新】 <数値目標> <ul style="list-style-type: none"> ・府等による、保健所における機器等の整備、物品の備蓄、業務の外部委託や府における一元化、ICTの活用等を通じた効率化の検討、応援・受援体制の構築 ➢ 保健所への応援体制の整備【新】 <数値目標> <ul style="list-style-type: none"> ・府等による、応援対象職員を含めた感染症等に関する研修・訓練 ・府等によるIHEAT要員の確保、研修等による臨時的な人員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健所業務の外部委託やICTの活用など業務の効率化【新 一部独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・府による入院調整等の業務一元化の検討（独自）、府等による外部委託等での業務の重点化・効率化 ➢ 保健所への応援体制の整備【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・府本庁の感染症対策部門における人員体制の整備と、府管轄保健所への応援職員の保健所への派遣 ・府等によるIHEAT要員の保健所への配置
府民や施設等における感染症予防等の推進 緊急時の対応等		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 府民への感染症発生予防に係る啓発 ➢ 医療機関や高齢者施設等での感染予防対策の実施【新 独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等における、地域でのネットワークを活用した研修・訓練の実施 ・高齢者施設等における連携医療機関等との連携体制の強化と、府による取組支援 ➢ 府における新興感染症の発生及びまん延を想定した訓練の実施【新 独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づく行動訓練等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 府民への感染状況等に係る周知や相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・府民への感染症予防に関する啓発や知識の普及、府等による相談窓口の整備 ➢ 医療機関、高齢者施設等への感染症発生・拡大防止による支援【新 独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・府による、高齢者施設等の感染・療養状況に係る情報の集約や感染予防対策の周知、必要に応じ、支援体制の整備 ➢ 対策本部会議の設置・開催【独自】 <ul style="list-style-type: none"> ・総合対策を講じる必要がある場合に、本部会議を設置・開催